

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う物品調達業務の対応について

宮崎市契約課作成

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、物品調達の契約条件に基づく履行ができない場合の対応について、下記のとおり基本的な考え方をまとめましたので、お知らせします。

記

1 受注者及び発注担当課の連絡体制について

新型コロナウイルス感染症の影響による供給遅延等の問題により、当初の履行期限で対応ができない、又は履行の目処が立たない状況が確認できた場合は、受注者は速やかに発注担当課への連絡をお願いします。

また、受注者の従業員に新型コロナウイルスの感染が確認され、事業所の業務を中止するような状況が生じた場合など業務の履行が困難になった場合においても、速やかに発注担当課への連絡をお願いします。

特に年度末にかけては、年度をまたいだ履行期限の延長が困難な場合がありますので、速やかな連絡を一層心掛けていただきますようお願いいたします。

2 契約条件の履行が困難となる場合の契約事務等の対応について

(1) 履行遅滞等の問題に伴う対応

発注担当課は、受注者からの申し出に基づき、履行期限の延長や履行が不能となる状況(以下「履行遅滞等」という。)を確認します。

履行遅滞等が受注者の責めに帰することができないものと判断される場合は、発注担当課と受注者との協議により、履行期限の延長を行うなど適切な対応を行います。

(2) 従業員等に新型コロナウイルス感染が確認されるなど業務の履行が困難となる場合

(1) に準じて対処します。

3 その他

具体的な対応については、発注担当課又は契約課（21-1725）へお問い合わせください。